

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|----------------------------|----------------------|---|
| 処 分 の 名 称 | | 行政財産目的外使用許可 |
| 根拠条例・規則等名 | | 地方自治法、さいたま市財産規則 |
| 条 項 | | 法第 238 条の 4 第 7 項、規則第 21 条 |
| 所 管 部 課 | | 教育委員会事務局 管理部 学校施設管理課（電話：048-829-1637） |
| 審 査 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 未設定 (理由) 法令及び規則に審査基準が言い尽くされているため。 |
| | 設定等年月日 | 年 月 日設定 年 月 日最終改正 |
| 標 準 処 理 期 間 | 期 間 (未設定の場合はその理由) | 20 日（休日を除く。） |
| | 設定等年月日 | 平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 27 年 4 月 1 日最終改正 |
| 備 考 | | |